

令和2年度国保「市町村標準保険料率」の算定結果について(概要)

令和2年1月17日
健康医療部健康推進室国民健康保険課

【算定結果概要（令和2年1月確定係数）】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.05%	32,015円	33,785円	61万円
後期分	2.69%	9,358円	9,875円	19万円
介護分	2.66%	19,729円	0円	16万円

(参考：令和元年度)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.57%	29,713円	31,799円	58万円
後期分	2.69%	9,249円	9,898円	19万円
介護分	2.58%	19,134円	0円	16万円

【算定の前提】

- 国から示された確定係数に基づき、算出した令和2年度保険料率である。

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金・特別調整交付金（子ども被保険者数及び経営努力分）・保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入
（※激変緩和用暫定措置分、保険者努力支援制度（市町村分）等は算入しない）

【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約186.6万人（▲約7.7万人）
- 算定上の医療費単年度伸び率 2.46%
- 算定上の1人当たり費用
（増要因）保険給付費の自然増（約9,900円）、保険料減免の増（約200円）
後期高齢者支援金及び介護納付金の増（約3,700円）
（減要因）国公費の増（約5,200円）

【保険料抑制のための工夫】

≪統一保険料の抑制≫

- 府2号繰入金を活用した府独自インセンティブ財源を活用（約16.8億円）
- 保険者努力支援制度（都道府県分）で交付される財源を活用（約25億円）
- 特別調整交付金（経営努力分）の都道府県分化による財源を活用（約3.4億円）

≪個別激変緩和≫

- 府1号繰入金を活用した府激変緩和措置財源の活用（約76.2億円）